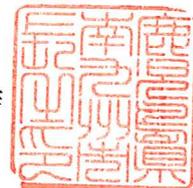


平成29年8月1日

南九州市庁舎建設等市民検討委員会会長 殿

南九州市長 塗木 弘幸



南九州市庁舎建設等市民検討委員会設置要綱の規定による諮問について

南九州市庁舎建設等市民検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

## 記

### 1. 諮問事項

(1) 南九州市新庁舎の建設位置その他建設位置に係る事項について

### 2. 諮問理由

(1) 南九州市は合併して今年で10年目を迎えました。庁舎については、合併協議の中で「建設場所や財政事情などから現庁舎の既存施設の有効活用を図り、当分の間は新庁舎を建設しない。」とされているものの、平成24年度に開催した「南九州市庁舎の在り方市民検討委員会」では、当時の庁舎の状況と今後の活用見込み、行政組織の再編や職員数の将来推移等を踏まえ「10年から20年後を目途に新庁舎を建設する」との提言をいただきました。

知覧庁舎本館，同西別館，川辺庁舎本館，穎娃庁舎本館については、平成25年度から平成26年度にかけて耐震工事を実施し、その活用を図ってきたところあり、市庁舎は市民の皆様の安心・安全な暮らしの拠点としての機能を果たしてきており、その位置はまちづくりにおいても重要な事項です。

このため、今後新たな市のまちづくりを進めるに当たっては、市民の皆様の幅広い意見を踏まえつつ、時間をかけて検討する必要があることから、速やかに新庁舎建設計画策定に着手し、まずは新庁舎の建設位置を決定することが重要と考えております。

つきましては、市の将来を見据え、市民の安心・安全の確保と広く市民に利用され親しまれる新庁舎について、建設位置及びそれに付随する諸問題に関し、本委員会の提言をいただきたく諮問するものであります。